

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案要綱

一 特定高度専門業務・成果型労働制の適用に係る同意の撤回

対象労働者の同意の撤回に関する手続を労使委員会の決議事項とすること。（労働基準法第四十一条の

二 第一項第七号関係）

二 中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整備

国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。こと。（雇用対策法第十条の三関係）

三 事業主の取引上必要な配慮の努力義務

事業主が他の事業主との取引を行う場合において配慮をするよう努めなければならないこととして、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないことを追加すること。（労働時間等の設定の

改善に関する特別措置法第二条第四項関係)

四 検討

政府が改正後の各法律の規定について検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図ることを明記すること。(附則第十二条第三項関係)